

成田市民家防音家屋空気調和機器特定更新工事補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、成田市航空機公害防止条例（昭和51年条例第47号）第7条の規定により、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第8条の2の規定により指定された成田国際空港に係る第1種区域内の特定防音工事済住宅の所有者又は当該特定防音工事済住宅の空気調和機器の特定更新工事に関し所有者の同意を得た居住者（以下「所有者等」という。）に対し、住宅防音工事の際に設置した空気調和機器の特定更新工事に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、当該区域の住民の生活の安定を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定防音工事済住宅 次のいずれかに該当する工事を実施した住宅であつて、成田国際空港株式会社が定める住宅騒音防止対策事業費助成金交付規程（平成16年4月1日規程第23号。以下「規程」という。）第2条に規定する騒音防止工事を実施していないものをいう。

ア 成田市住宅防音工事等補助金交付規則等を廃止する規則（令和2年規則第31号。以下「住宅防音規則等廃止規則」という。）第1号の規定による廃止前の成田市住宅防音工事等補助金交付規則（昭和61年規則第23号）第2条第3号に規定する住宅防音工事（昭和61年6月1日から平成19年3月31日までの間に実施した成田市住宅防音工事補助金交付規則の一部を改正する規則（平成19年規則第63号）による改正前の成田市住宅防音工事補助金交付規則第2条第3号に規定する住宅防音工事を含む。）

イ 住宅防音規則等廃止規則第1号の規定による廃止前の成田市住宅防音工事等補助金交付規則第2条第4号に規定する住宅防音補完工事

ウ 住宅防音規則等廃止規則第2号の規定による廃止前の成田市住宅防音家屋の改築防音工事補助金交付規則（平成9年規則第16号）第2条第5号に規定する改築防音工事

エ 住宅防音規則等廃止規則第4号の規定による廃止前の成田市基準日後住宅防音工事補助金交付規則（平成19年規則第67号）第2条第3号に規定する基準日後住宅防音工事

オ 住宅防音規則等廃止規則第5号の規定による廃止前の成田市後継者住宅防音工事補助金交付規則（平成19年規則第68号）第2条第4号に規定する後継者住宅防音工事

- (2) 空気調和機器 冷暖房機，換気装置及びレンジ用換気装置をいう。
- (3) 特定更新工事 特定更新工事（1回目），特定更新工事（2回目）及び特定更新工事（3回目）をいう。
- (4) 特定更新工事（1回目） 空気調和機器が第1号アからオまでに掲げる工事实施後10年を経過し，かつ，所要の機能が失われている場合に，当該空気調和機器を取り替える工事をいう。
- (5) 特定更新工事（2回目） 空気調和機器が住宅防音規則等廃止規則第3号の規定による廃止前の成田市住宅防音家屋の空気調和機器更新工事補助金交付規則（平成9年規則第17号）（以下「廃止前の空気調和機器更新工事規則」という。）第2条第8号に規定する更新工事（1回目）実施後10年を経過し，かつ，所要の機能が失われている場合に，当該空気調和機器を取り替える工事をいう。
- (6) 特定更新工事（3回目） 空気調和機器が廃止前の空気調和機器更新工事規則第2条第9号に規定する更新工事（2回目）実施後10年を経過し，かつ，所要の機能が失われている場合に，当該空気調和機器を取り替える工事をいう。

（補助金の額等）

第3条 冷暖房機の民家防音家屋空気調和機器特定更新工事補助金（以下「補助金」という。）の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

- (1) 別表第1に掲げる工事内容の範囲内で算定した工事費（冷暖房機の工事費に限る。）の合計額（以下「冷暖房機工事費」という。）が別表第2に掲げる機種の欄の区分に応じ定める基準額の合計額（以下「冷暖房機基準額合計額」という。）以下の場合 冷暖房機工事費に100分の95（被保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）が所有者等である場合は，100分の100）を乗じて得た額
 - (2) 冷暖房機工事費が冷暖房機基準額合計額を超える場合 冷暖房機基準額合計額に100分の95（被保護者等が所有者等である場合は，100分の100）を乗じて得た額
- 2 前項に規定する補助金の対象となる特定更新工事において，別表第3に掲げる工事（以下「附帯工事」という。）の補助金の額は，附帯工事に係る工

事費の合計額（以下「附帯工事費」という。）又は別表第4に掲げる項目及び適用の欄の区分に応じ定める附帯工事額の合計額（以下「附帯工事額合計額」という。）に100分の95（被保護者等が所有者等である場合は、100分の100）を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、冷暖房機工事費及び附帯工事費の合計額が、冷暖房機基準額合計額及び附帯工事額合計額の合計額を超える場合であつて、その事由が建物の構造上やむを得ないと市長が認めるときの冷暖房機及び附帯工事の補助金の額は、冷暖房機工事費及び附帯工事費の合計額から冷暖房機基準額合計額及び附帯工事額合計額の合計額を差し引いた額に100分の95（被保護者等が所有者等である場合は、100分の100）を乗じて得た額、第1項の規定により算出した額及び前項の規定により算出した額の合計額とする。

第4条 換気装置及びレンジ用換気装置の補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 別表第1に掲げる工事内容の範囲内で算定した工事費（換気装置及びレンジ用換気装置の工事費に限る。）の合計額（以下「換気装置等工事費」という。）が別表第5に掲げる機種別の欄の区分に応じ定める基準額の合計額（以下「換気装置等基準額合計額」という。）以下の場合 換気装置等工事費に100分の95（被保護者等が所有者等である場合は、100分の100）を乗じて得た額

(2) 換気装置等工事費が換気装置等基準額合計額を超える場合 換気装置等基準額合計額に100分の95（被保護者等が所有者等である場合は、100分の100）を乗じて得た額

第5条 特定防音工事済住宅の構造が規程第2条に規定する騒音防止工事に係る成田国際空港株式会社が定める構造上の基準に適合し、規程第3条第1項に規定する防音工事を実施せずに同項に規定する更新工事（1回目）、更新工事（2回目）若しくは更新工事（3回目）又は成田市民家防音家屋空気調和機器更新工事補助金交付規則（平成2年規則第16号）第2条第2号に規定する更新工事を実施することができる場合は、補助金を交付しないものとする。

- 2 補助金は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた空気調和機器ごとに、1回を限度として交付するものとする。

（補助の特例）

第6条 市長は、特に必要と認めるときは、別表第2の機種別の欄に掲げる冷暖房機を設置する部屋の面積に応じ、それぞれ定める機種の能力を超える冷暖房機を設置する場合であっても補助するものとする。

- 2 前項の場合において、冷暖房機に係る補助の対象となる工事費は、現に設

置する冷暖房機にかかわらず、冷暖房機を設置する部屋の面積に相当する別表第2に掲げる機種の欄の区分に応じ定める基準額とする。

(手続等)

第7条 特定更新工事の認定、交付申請、交付決定、実績報告、確定通知及び交付請求については、成田市民家防音家屋空気調和機器更新工事補助金交付規則の例による。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、前条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1

標準工事

対象機器	工事内容
冷暖房機（室外機の設置形式）	冷暖房機の更新に係る撤去，取付け及び家電リサイクル費を含む。冷媒配管の延長は，4 m以下とする。 （室外機を地面，ベランダ，物干し等の床に設置するもの及び木造建物の外壁に壁掛け設置するもの）
換気装置	換気装置の更新に係る撤去，取付け及び処分費を含む。
レンジ用換気装置	レンジ用換気装置の更新に係る撤去，取付け及び処分費を含む。

別表第2

機種	適用	基準額
HC-1 単体 （10.54 m ² 以内）	2.2 kW	117,400円
HC-2 単体 （10.54 m ² を超え 13.06 m ² 以内）	2.5 kW	125,000円
HC-3 単体 （13.06 m ² を超え 15.55 m ² 以内）	2.8 kW	134,000円
HC-4 単体 （15.55 m ² を超え 18.84 m ² 以内）	3.6 kW	163,100円

備考 所有者等が特定更新工事の前に冷暖房機を撤去した場合は，基準額から9,000円を減額する。

別表第3

附帯工事

工種	型式等	工事内容
室外機の特殊設置工事	屋根置型	木造建物等の傾斜屋根等に設置するもの
	天吊型	R C造建物のベランダひさし裏等に設置するもの
	壁掛型	R C造建物の外壁に壁掛け設置するもの
	二段置型	二段架台に設置するもの
室外機の	足場	設置箇所が2階以上の高所に該当するもの

高所取付 工事	高所作業車	設置箇所が3階以上の高所に該当するもの
マルチタ イプから の移行工 事	コンセント 増設	マルチから単体機へ移行することにより電源回路の増設が必要になる場合でコンセントを設置するもの
	ブレーカー 増設	マルチから単体機へ移行することにより電源回路の増設が必要になる場合でブレーカーを設置するもの
配管延長 工事	配管延長	4mを超える冷媒配管を設置するもの

別表第4

項目	適用	附帯工事額
室外機設置	屋根置型	14,600円
	天吊型	17,000円
	壁掛型	14,300円
	二段置型	19,100円
高所取付	足場(2階)	41,600円
	足場(3階)	50,700円
	足場(4階)	63,400円
	足場(5階)	88,800円
	高所作業車	121,100円
マルチタイプ からの移行	コンセント増設	5,500円
	安全ブレーカー増設	9,900円
	漏電ブレーカー増設	16,800円
配管延長	2mまで	7,900円
	4mまで	15,700円
	6mまで	23,600円

別表第5

機種	適用	基準額
換気装置	壁掛型	46,700円
レンジ用換気装置	深型	100,300円
	浅型	56,900円

備考 所有者等が特定更新工事の前に換気装置を撤去した場合は基準額から4,200円を、レンジ用換気装置を撤去した場合は基準額から

5, 300 円を減額する。